

地方自治体の関連職場で働く 民間労働者の現状と 雇用確保の取り組み

岡崎市学校給食協会従業員労働組合
特別執行委員 後藤 芳章

略歴

1973年生まれの45歳
2005年に給食協会に就くまで、
仕事が5年以上続かないダメ人間として現在に至る。



労働組合歴

2005年	この仕事に就くまでは労働組合のある職場な
2007年	下っ端役員すら経験せず副委員長 就任
2008年	執行委員長 就任
2012年	愛知県本部 公共サービス民間労組評議会 議長
2014年	特別執行委員 就任
2015年	自治労本部 公共サービス民間労組評議会 全国幹事 就任

愛知県岡崎市



岡崎市学校給食協会

1970年 岡崎市学校給食協会 設立

1971年 北部学校給食センター開設 給食供給開始

・
・
・
・

2013年 一般財団法人岡崎市学校給食協会 設立
岡崎市100%出資の外郭団体へ昇格

2015年 公益財団法人岡崎市学校給食協会 設立



高年者センター岡崎



社会福祉法人
岡崎市福祉事業団

岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター



社会福祉法人
岡崎市社会福祉協議会

岡崎市中央総合公園



一般社団法人
岡崎パブリックサービス

岡崎市民会館

一般社団法人
岡崎パブリックサービス

三河武士の館 家康館



一般社団法人
岡崎パブリックサービス

岡崎公園 岡崎城



一般社団法人
岡崎パブリックサービス

岡崎市東部学校給食センター

岡崎市東部学校給食センター

公益財団法人
岡崎市学校給食協会

公共民間職場って何？

- 様々な公共サービスを担っています。
- 元々は自治体により設置された団体です。
- 自治体からの委託料を基本財源にしています。
- 営利目的の運営をしていません。
- 市民サービスの向上が第一義になっています。
- でも実は、**公務員ではありません。**

地方公務員との違い

	公務員 (行政職)	公務員 (現業職)	公共民間
身 分	公務員		会社員 団体職員
法 律	地方公務員法		労働基準法
団 結 権	○	○	○
団体交渉権	△	○	○
団体行動権	×	×	○

キーワード

官から民へ

メリット

- ・ 民間ノウハウによるサービスの拡充が期待できます。
- ・ コスト削減が見込まれます。

デメリット

- ・ 公共性が維持されるか不安です。
- ・ セーフティーネットとしての機能維持が課題です。

運営形態の比較

運営形態	事業者	事業目的	委託料
直営	自治体	公共利益	 高
委託	外郭団体		
	民間企業	企業収益	低

営利企業への委託で安くなるロジック

- ・ 決定は基本的に価格勝負。
- ・ 自主イベントによる収益増。
- ・ 詳細な業務が記載されていない仕様書。
- ・ 契約期間だけ乗り切れる施設保守・修繕。
- ・ 業務(施設)が持つ公共性の軽視。
- ・ 人件費の圧縮。

外郭団体への委託で安くなるロジック

- 自治体**準拠**の給与体系

※準拠とは・・・

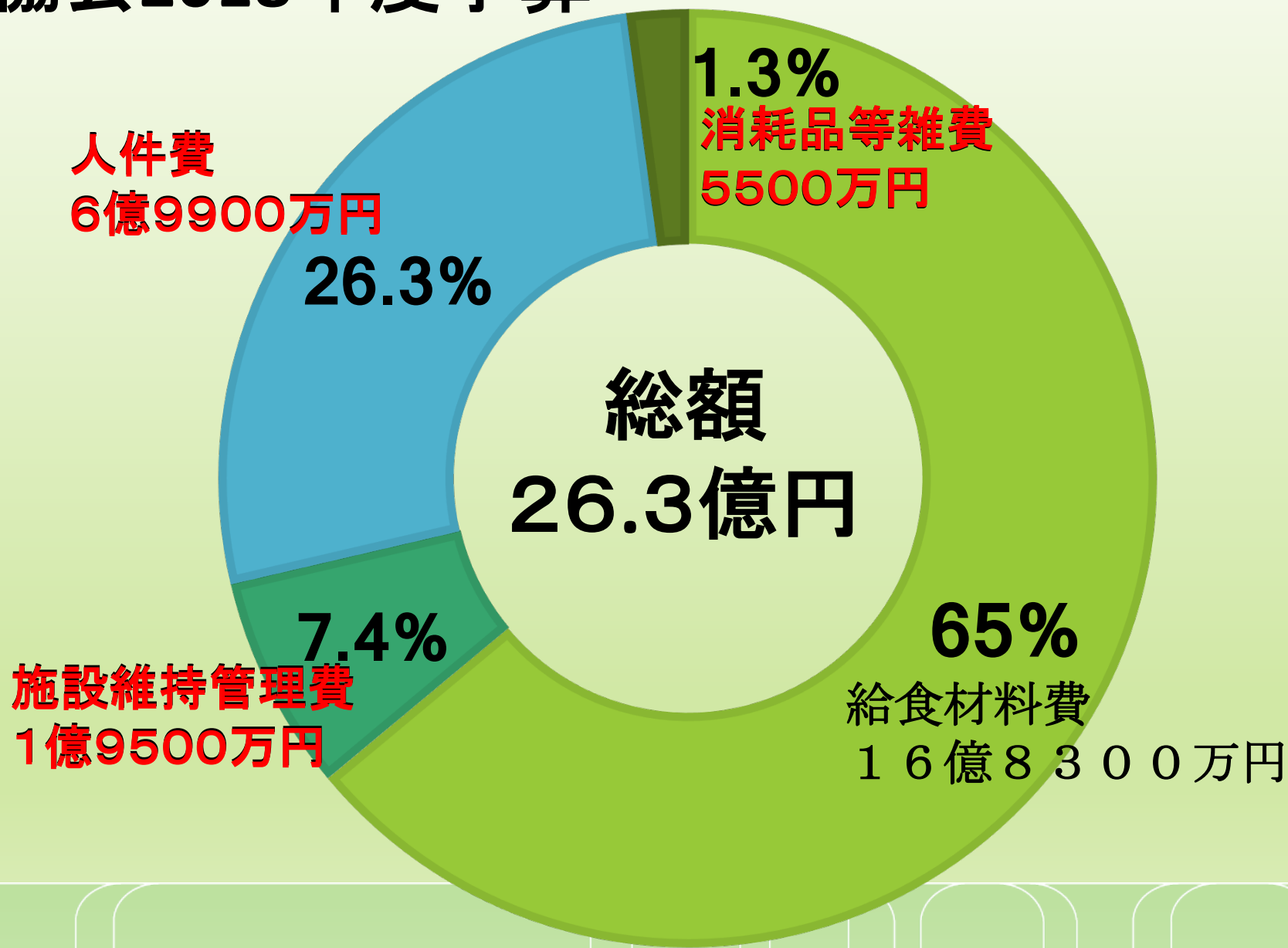
「あるものをよりどころとして、それに従う」

= **完全に**準じたものが準拠

- ・ 実情は**一部のみ準拠**のため、必ず自治体以下に。

⇒例えば・・・給料表は準拠、運用は独自

協会2018年度予算



消耗品費・施設維持管理費を削る

と

- ・ 施設管理に必要な物品でも購入できなくなる。
- ・ 破損・経年劣化した道具類が新調されない。
- ・ 新基準に対応した機材への更新が遅れる。
- ・ 施設・設備の予防保守ができなくなる。
- ・ 事故・労災につながる危険個所を改善できなくなる。

ハード的な公共サービスの劣化が始まります！

人件費を削ると・・・

- ・ 正規職員・ベテラン職員の退職が増える。
- ・ 職員の非正規化が進む。
- ・ 人の入れ替わりが激しくなる。
- ・ 施設管理にかかわる経験が浅くなる。
- ・ 新人指導に割く時間が増える。
- ・ 責任意識が希薄になる。
- ・ 蓄積された技術継承も難しくなる。

**安全・安心な公共サービスを守る
人材の劣化が始まります！**

民間委託の何が問題なのか？

- ・ 議論している人たちが基礎知識を持っていない。
- ・ コスト以外の論点・ビジョンがない。
- ・ 安全性・信頼性が低下する可能性がある。
- ・ 労働者が犠牲にされている事が度外視されている。
- ・ 公共サービスが企業収益の道具に成り下がる。

コストカットだけが目的となっていること問題！

コストカットに執着した末路①

- ① とりあえず実績作りとして安価に請け負う。
- ② 受けたはいいけど利益が出ないと判断する。
- ③ 前触れもなく一方的に撤退（契約解除）する。
- ④ **突然、サービスが停止する。**
- ⑤ 受託者が見つかるまでサービスが受けられなくなる。

公共サービスとしての継続性が犠牲にされた！

コストカットに執着したの末路②

- ① 人件費カットで人手不足に陥る。
- ② 随所で手抜き作業が行われるようになる。
- ③ **運営管理が行き届かず、事故発生！**
- ④ 受託者が一定期間の営業停止になる。
- ⑤ サービスが再開されても、事故の不安が残ったまま。

最も重要な安全性が犠牲にされた！

市民にとってよりよい公共サービスとは

- ・ 『運営コスト』が安いことが最優先ではない。
- ・ 『安心・安全・継続的』に提供される。
- ・ 『住民ニーズ』が反映されている。

→高い理念のもと公益性が追求されたもの

- ・ 住民のためにできることが最優先される。
- ・ セーフティーネットとしての機能が確保される。
- ・ 『公共の利益』を守るために運営される。

行政から見た協会受託事業の内訳

業務内容	公益性	職員
食材購入	極めて高い	事務員
施設管理・修繕	高い	事務員他
調理工程管理	極めて高い	栄養士
給食調理	低い	調理員

給食調理業務はどんな仕事

- ・ 給食調理は家庭料理の延長ではありません。
- ・ 衛生管理の知識を習得し、実践しています。
- ・ 衛生的に施設を運用するルールを守っています。
- ・ 日常生活の健康管理にも注意しています。
- ・ 野菜洗いから神経を使って調理しています。
- ・ 子供たちの「おいしい」のためにがんばっています。

行政から見た協会受託事業の内訳

業務内容	公益性	職員
食材購入	極めて高い	事務員
施設管理・修繕	高い	事務員他
調理工程管理	極めて高い	栄養士
給食調理	低い	調理員
食育	極めて高い	調理員

キーワード

食育

給食協会の食育＝給食を起点

- ・ 食育基本法

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる

労働組合が

雇用確保の取組として

なぜ**食育**を選んだのか？

労働組合の役割

- ・賃金労働条件の改善
- ・雇用の確保
- ・労働者の権利拡充
- ・職場環境の改善
- ・福利厚生の実施

**使用者との
労使交渉で決定**

※協会の場合の使用者は理事



民間委託可否の決定権は協会使用者にはありません



民間委託は行政や議会で決まっています

食育で民間委託(職場喪失)阻止

- ① 公益性事業を行っている組織(職員)に変身できる。
- ② 事業自体が市民・議会・行政へのアピールにできる。



食育は目的と手段の両方を満たすツール

食育事業が奏功するまで

2008年 要求事項に挙げる

この時の組合員への説明の席では、「余計な仕事が増える」「わからないことはやらなくていい」など辛辣な意見が集まったが、「将来的な職場喪失を防ぐため」を前面に出し説得。

2009年 食育事業が始まる

2012年 公益財団法人化への舵を切る

もし食育に取り組んでいなかったら、公益財団法人の認可申請すら提出できず、解散させられる可能性もあった。

2015年 公益財団法人化

給食協会の食育事業

- 1 料理教室事業**
- 2 食育ショー公演事業**
- 3 施設見学事業**
- 4 イベント出展事業**
- 5 農業体験事業**
- 6 学校給食試食会事業**
- 7 職場体験事業**
- 8 調理員学校訪問事業**
- 9 献立提供事業**

協会による食育活動の効果

児童・生徒

- ・ 食に携わる人々に対する感謝の気持ちを育む
- ・ 残食の減量（もったいないの思い）

保護者

- ・ 食生活に対する意識の向上
- ・ こどもたちとの接点の増加

自治体

- ・ ビジョンに沿った食育啓発の力

給食調理員

- ・ 給食調理員の声が直接届けられる
- ・ 調理員のモチベーション向上





ご清聴ありがとうございました